

## 議 事 録

令和6年1月26日（金）午後1時30分から福井市企業局庁舎5階大ホールにおいて1月定例会が開催された。

### ○議事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第68号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第69号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	〃
第70号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第71号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第72号議案	現況証明について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第69号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第70号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第71号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第72号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第73号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第74号報告	令和5年農地利用状況調査の結果（1号遊休農地緑区分）及び農地利用意向調査の実施について
第75号報告	農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの結果について

#### 3 その他

○出席委員 33名

1番	清水	江梨華	
2番	渡邊	源治	
3番	寺井	重治	
4番	伊藤	義明	
5番	松田	三代	
6番	前川	雅彦	
7番	小寺	辰夫	(会長職務代理者)
8番	齊藤	和栄	
10番	内田	一朗	
11番	小川	喜久子	
12番	岩佐	實代	
13番	荒川	幸洋	
14番	東藤	美智子	
15番	前川	秀人	
16番	北川	健	(参与)
18番	中川	洋一	
19番	池田	敏雄	(参与)
20番	志野	佑介	
21番	村嶋	哲郎	
22番	吉岡	晶美	
23番	西岡	得雄	
24番	杉本	英夫	
25番	鈴木	謹一	
26番	豊岡	敏広	(参与)
27番	辻	邦晴	
28番	平元	理	
29番	堀内	浩徳	
30番	野路	直美	
31番	齊藤	藤伸	
32番	山田	正則	
33番	廣部	厚	
34番	山本	清幸	(会長)
35番	田村	洋子	

○欠席委員 2名

9番	藤田	佳光
17番	伊川	憲邦

○説明のため出席した者

農政企画課

副 課 長	佐 田 大 樹
主 幹	奥 田 寛 章
副 主 幹	海 道 久 史

企業立地推進室

主 幹	谷 口 直 隆
-----	---------

福井県成長産業立地課

総括主任	棗 貴 則
------	-------

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南 京 良 幸
局 次 長	加 藤 雅 和
課長補佐	谷 口 智 樹
主 幹	土 田 智 大
副 主 幹	三 木 真 人
主 査	岡 本 恵利佳
主 査	前 田 大 貴
主 事	伊 東 優 子

開 会 午後1時30分

(山本会長挨拶)

議 長  
(34番  
山本 清幸  
会長)

それでは、ただ今から1月の定例会を開催いたします。  
なお、藤田委員、伊川委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。  
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
それでは、私の方から指名させていただきます。  
委員番号 16番 北川委員、18番 中川委員、ご両名よろしくお願ひします。  
それでは、議事に入ります。  
第68号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

農政企画課  
事務局

(第68号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第68号議案中、4番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号5番 松田委員には 審議終了まで退席をお願いします。

《松田委員 退席》

議 長

それでは、第68号議案中、4番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

20番  
志野 佑介  
委員

農業従事者の就業の増大になる施設になるから、転用しても良いということですか。

事務局

農業従事者の3割を雇用するという許可基準に合致しているのです、良いということですか。

20番  
志野 佑介  
委員

雇用要件について、専業農家の就職先を作るといことなのでしょうか。  
そうすれば農家の戸数が減り周辺農地の集約化が進むことが、農地を守る  
ことになるのでしょうか。

自分は農地を守りたいと考えているが、これだけ広大な農地が雇用の確保と  
いう理由で転用されることに驚いています。

どこまで強制力があるのか、その約束は守られるのか、守られていなかったら  
どうなのか、結果は返しているのでしょうか。

農政企画課

農業振興地域につきましては法律の解釈のガイドラインがあり、農業従事者  
の雇用を創出する企業に行っていただくことで、地域農業者の所得向上、規模  
拡大、経営の合理化で農業の振興に資するというということです。

日華化学の場合は、それだけだと定住促進や受け皿の確保のみになってしまう  
ため、その他にも地元産の米や物を買ったりすることで振興を図るといもの  
です。

また、建物の建築後5年間は、約束が履行されているか追跡調査をし、結果に  
ついては農業委員会の意見を求め、国からも毎年調査が入り、報告しています。

このことをもって、この計画については履行が担保されるものと考えていま  
す。

4番  
伊藤 義明  
委員

今すぐ判断という意見が出ましたが、今まで簡単に案件が上がって、追認し  
ていく方向で、仕方がなくハンコを押そうかという話が出ます。

福井県の経済を考えたら、どんどん持ってきてほしいと思いますが、優良農  
地でなくても工業団地にするのもっといい場所があるのではないかと前回申  
し上げましたが、こういう大きい案件が出たら、もっとみんなで話し合うこ  
のできる仕組みを事務局の方で考えてほしい。

簡単に決まってしまう今の状況だと、我々は何のために農業委員会にいるの  
かという話になります。

事務局

以前より、相談が必要であると思う時は、会長、会長職務代理者、事情によっ  
ては参与、そして地区農業委員の方に相談させていただいております。

ただ、そういった大事な案件について、委員の任期が3年ということもあり  
まして、上手く引継ぎされているのかな、と心配なところはあります。

大きい案件等が出てきましたらどういう風に取り扱うか、運営会議に諮りな  
がら協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

2番  
渡邊 源治  
委員

農業従事者3割ということですが、こんなに人数がいるのか疑問です。  
これは法律で決まっているのか分かりませんが、これだけ農業従事者が確保  
できるのでしょうか。

事務局

農業従事者3割につきましては農地法に明記されているもので3割を達成し  
ないものに関しては許可基準を満たさないので不許可という形になります。

実際そのニーズが確保できるのかということに関しては、事前に事業者さんと事務局とで相談させて頂きながら、どういう雇用計画が望ましいのか達成できる見込みがあるのか事前に検討したうえで提出していますので、この案件につきましては実現の可能性があるかと事務局では思っております。

先ほど農政企画課の説明にもありましたとおり、毎年事務局の方にも実際に雇用された方の名前・住所をご提出頂きまして本当に農家かどうかのチェックも併せてやっていきたいと思っています。

その計画につきましては達成しているかどうか委員の皆様にも報告しますし、今後こういう案件で達成できないところが出てくると簡単に農地が潰れてしまいますので、その辺は実績を見ながら皆さんと協議させていただいて、許可していいかどうかを見極めていきたいと思っております。

議長 他にございませんか。

(特に声なし)

議長 他にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第68号議案中、4番の案件について、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
松田委員に入場をお願いします。

《松田委員 入場》

議長 松田委員に報告します。

第68号議案中、4番の案件につきましては、異議がない旨、回答することになりました。

次に、第68号議案中、1番、4番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等  
はございませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第68号議案中、1番、4番を除いた案件について、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第68号議案中、1番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

13番  
荒川 幸洋  
委員

1番の議案に関し、工場ができるということで広大な農地が農振除外され、先程ありました農業従事者の就労機会の増大ということですが、農業従事者とはどの範囲をいうのか、農業に従事している家庭の家族まで含めるのか、そこまで行くと図りなく幅広くなります。

ザックリ感満載ではないでしょうか。

それから1番の議案については、県の産業団地の公表をもって進めると意見するとありますが、いつの時点で公表、何をもって公表というのか、やりますよと言い切れば公表となるのか、地元の同意が完全に取れたので公表とみなすのか、その判断の背景が見えないので、決まっていれば教えてください。

事務局

農業従事者について国の基準では、専業農家でないといけないとか兼業農家でないといけないとか、具体的な基準はありません。

農地を所有している農家であれば基本的には農業に従事する方に属するので、そういった幅広い方も含めての農業従事者になります。

今回の2件に関しては農業従事者の雇用に基づくものとなっていますが、専業農家とか兼業農家とかの決まりはないので1日でも耕作していれば農業従事者であるとみなさして頂いて、農業従事者の雇用に寄与すると判断させていただきたいと思っています。

国の方にもそういう内容で問題ないと確認が取れています。

公表につきましては、今、ご指摘頂きましたが、実情で行きますと農地の真ん中に大規模な工場が立地するような形になっています。

先程、農政企画課の説明がありました。産業団地ができることによってあの地域は宅地化が進められるようになります。

今回事務局の方から提供させていただいた公表という中身につきましては今は農地の真ん中にいきなり工場が立地することになるので、それについては通常の農地法の許可基準では農地の集積や集約に支障があるので許可できないと判断することになるのですが、産業団地ができることによって農地の集約化、集積に支障がないと判断ができるものと考えます。

ですので、産業団地の公表をもってというのは具体的に稲津町、荒木新保町で産業団地ができるという公表をもって、あの一帯の農業経営の大きな支障が出ないのではないかと判断するために、このような形で条件を付して進めていきたいと考えています。

今、荒川委員の質問にあった地元の同意や土地改良区の意見といったものについては、担当課である企業立地推進室が県と一緒に地元説明会に入っておりますので、農地転用申請が出てくるタイミングにおいては、地元の意見等はま

とまってくるものと思っておりますので、地元の不安等があればそれまでに担当課の方には問題を解決して頂いて、農業委員会の定例会においては懸案事項を払拭できた段階でご審議頂きたいと思っておりますので、そのような形で進めさせていければと思っております。

13番  
荒川 幸洋  
委員

意見が付いた議案の扱いですが、意見が満たされないと許可されないと取れば良いのか、条件付きでの意見になるのか、審議継続なのか、どういう扱いに今回なるのか、その辺が分からないのですが。

事務局

資料の意見のところに書かせていただいている、以下の条件を付すという項目ですが、回答の中身とすれば異議がないという形で事務局は考えていまして、異議はないのですが、それを達成する上での条件という形で今回入れさせていただいています。

その条件が一般の市民の方々に広く公表されないということになると、我々が条件を満たしていないということで異議が発生する可能性があるという風に事務局としては考えておりますので、実際に公表されなかったら、公表を必ずやっってくださいねと改めて農政企画課の方へ意見を付して回答せざるを得ないという形になります。

現時点で公表されておりませんが、公表されたタイミングで皆様の方にこういった形で公表されましたということを定例会の報告事項において報告させて頂いて、この条件が必ず履行されたかどうかの確認をお願いしたいと思っております。

31番  
齊藤 藤伸  
委員

疑問なのですが、今この場所を埋めて、田んぼがたくさんある良い所で、これがはたしてそんなに良いことなのかと感じているんですね。

農地を集積しなさいという国の方針ですけれども、こういう所で田んぼを埋めて工場にする、農業委員は「はい、分かりました」というのは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

逆に私は一般論で考えると、荒れている田んぼの所をこういう工場を作りちゃんと整備する、これが本来の姿ではないでしょうか。

良い所の田んぼ、せつかく集積しなさい、生産組合を作りなさいでやっている所を埋める許可を出す、そして田んぼは埋まって工場ができる、一方では荒れて耕作放棄している、そういうことによって矛盾が出てきているのではないのでしょうか。

もう走り出しているとのことで止められないとは思いますが。

事務局

ご指摘いただいたとおり、この場所は土地改良事業をしておりますので、農地としては最も優良な農地であると判断しております。

今回の案件を提示させて頂きましたが、事務局としては通常であれば許可できないのですが、産業団地の先行整備という形でこの場所に移転したいということで案件が上がっておりますので、確かに優良農地を潰すのは、とのご意見



ありましたが、産業団地が来るという前提でご判断を頂きたいです。

なぜこの場所が選ばれたのかというご質問については、県の成長産業立地課、市の企業立地推進室の担当者がきているので、経緯も含めて説明をお願いします。

企業立地推進室

この度、産業団地が決まった経緯を説明させていただきます。

令和4年3月20日に県の方で新たな産業団地を造っていきますという新聞報道等がございました。

その後県からこういう風に公募してほしいという要件の中で、高速道路のインターチェンジ周辺でしたり、港の周辺という所である程度まとまった用地を市の方から募集し、募集されたものについて県の方で審査委員会等で判断して選ばれたものでございます。

なぜ産業団地が必要なのかということにつきましては、今、福井県の中でも工業団地として既に造成されている所がありますけれども、そちらの方が既に分譲がほぼ埋まっております、例えば県外企業から、福井市に大きな用地がないか、という問い合わせをいただきましてもお答えできないということで、県内に産業団地を設けようということでございます。

福井市の方では港の方に既にテクノポート福井がございまして我々としては産業団地を何としても確保しなければならないということにつきましては、先ほど申しました県の公募要項の中に高速道路周辺というところがございましたので、福井市には福井北インターチェンジと福井インターチェンジがございまして、こちらの周辺で良い場所がないかということで、福井インターチェンジと福井北インターチェンジの2か所で合計4か所でまとめて20ha取れるところを福井県に提案したところでございます。

それが令和4年でございます。それで令和4年度秋頃に県の審査会がありまして、そこで優先順位を指示されて今お話に出ています稲津町・荒木新保町を整備地として検討します。

我々が考えているだけではどうにもならないですから地元の地権者さん、役員さんへ説明して話を進めているところでございます。

19番  
池田 敏雄  
委員

本件については役員会でも話しまして、内容については色々見方もあると思うんですね。

この農業委員会で農地を守っていく、遊休農地や荒廃農地の調査もやっていく、我々農林関係で優良農地をどうやって守っていくのか、あるいは荒廃農地をどう直していくのか、それが、他部署、例えば商工振興地とか地域の受け入れもそうですが、農地を潰して開発することを決めてしまっていて持ってこられると、農業委員会は何のためにあるのかという話になる。

今、我々は地域計画を作らないといけない。

いっぱい土地があるんですよ。

だんだん荒れていく、そういう所に工業団地が来てくれれば良いですが、そういう所は辺鄙だから、あるいは高速道路から離れているから、となると、今度

は道路を整備して高速道路にさっとアクセスできるようにして、土木、農林、商業を連携すれば上手くいく可能性があります。

夢のような話ですけど、地域計画の時に盛りこめられればいいのかなど。

手元にデータがないから、一気呵成的に良いか悪いか判断することになります。

この案件に関してはここまで来てしまっていますが、今後こんな案件がでたら、開発という選択肢を取り入れることで地域計画も作りやすくなるのではないかと私は思います。

農政企画課

農政企画課では、地域計画の方で、今後10年後に誰が耕作しているか話をしてるんですけど、今詳しく話ができる者がおりませんので今の頂いたご意見につきましては担当の方に持ち帰らせて頂いて、例えば話があった時に地域計画、一旦決定されても変更できますので、そういったときに対応できるかどうか検討していきます。

25番  
鈴木 謹一  
委員

農業振興策で本市産もしくは申請地区の米を最大年間約4.8t消費する契約を結んだということですが、今現在は年間どのくらい消費していますか。

年間4.8tは俵数に直すと80俵の量です。

新しい工場では0.9t、ちょっと少ないなと思います。

潰そうとしている39,000㎡で取れるのが、概算で330俵ぐらいになります。

農政企画課

4.8tを地元から購入するというのは、本社の社員食堂で利用するお米でございませぬ。

滋賀、岐阜の方から同じくらい購入しているということです。

その分を全て本市産の米に切り替えるという話ですので、そのままトン数の方は変わらない形になります。

新工場の方は食堂がありませんので、お弁当の業者が入ると聞いております。

そちらの方で本市産の米で対応していくと、そちらの方はまだ契約は決まっておりますが、計画段階であると聞いております。

25番  
鈴木 謹一  
委員

弁当業者に、日華化学がここの米を買えとか言う権限があるのでしょうか。

農政企画課

地元の方へ農業振興ということでできることを、ということでこちらの方からいろいろ提案させて頂いて、その中で日華化学の方で選んで頂いた振興策ということになりますので、お互い話し合った結果であると判断しています。

25番  
鈴木 謹一

雇用についても稼働後27名を加え計43名を雇用する計画と書かれていますが雇用計画を見ていくと、どの部分を言っているのか分かりませぬ。

委員

雇用者数、そのうちの農業従事者数、全従業員数、内農業従事者数を、数を合わせていっても合わないし、稼働前の34.3%もどういう計算でなっているのか分かりません。

新規雇用の3割と言いましたが、全体の3割という表現もある。どういうことなのでしょう。

39,000㎡農地を無くすので代わりに農業従事者を雇うというのは分かりませんが、元々雇用している人間の3割が農業従事者だからと言ってなんの利点があるのでしょうか。

新しく雇う方の3割と言ったのではないのでしょうか。

また、雇用については何人雇うという表現ですが、よく見るとパートタイマーでも良いとあります。

通常だと、8時間勤務すると1人、などと換算しなければいけないのではないのでしょうか。

農政企画課

16ページの雇用計画について34.3%という数字は誤りで、38.6%となるので修正願います。

最後の年度に3割は超えているので、問題はありません。

新規雇用の3割だけでなく、全体の従業者の3割としているのは、国からの回答に答えるものです。

この件については、国に問題が無いか確認しております。

そこで返ってきた回答として、新規雇用の3割だけでなく、全体の従業者の3割でないといけないという回答を貰いました。

このことについては、相手方にも話し、アンケートを取ってもらったうえで、農業従事者を確認しているもので間違いはありません。

25番  
鈴木 謹一  
委員

国からの回答と言え、通ると思っているのですか。

議長

議論が長くなりましたので、3時まで暫時休憩します。

《休憩後 再開》

議長

再開します。

事務局から説明はありませんか。

農政企画課

鈴木委員にご指摘頂いた数字の方で、間違いがございましたので修正させていただきます。

13ページの農業振興策のうち8行目、工場の稼働前に16名、工場の稼働後27名とありますが、それぞれ、14名、29名の誤りでございました。

お詫びし修正いたします。

また、14名、29名でも、要件である農業従事者の3割を超える雇用は満たされておりますこと申し添えます。

8時間勤務を1人と換算することについては、現状農地法には特段の規定はございませんが、農業の振興に資する話でありますので、今後継続して話をしていきたいと思っております。

議長 他にございませんか。

(特に声なし)

議長 他にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第68号議案中、1番の案件について、「代替性の根拠として、隣地に整備される県営産業団地について、市民への公表等により事業の確実性が示されること」との意見を付して回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第69号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (第69号議案 説明)  
農政企画課

議長 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第69号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第70号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第70号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第70号議案を、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第71号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第71号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました、前川雅彦委員から報告をお願いします。

6番

前川 雅彦  
委員

第71号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、1月17日(水)、調査委員は私と小寺会長職務代理者、地区担当委員3名と事務局3名の計8名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第71号議案を、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第71号議案については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとします。

続きまして、第72号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第72号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 前川雅彦委員から報告をお願いします。

6番

第72号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

前川 雅彦  
委員

調査日は1月17日、私と小寺会長職務代理者、地区担当委員3名、事務局3名の合計8名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第72号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。

なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第69号報告 ないし 第75号報告を、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第69号報告ないし第75号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
続きまして、その他に移ります。  
事務局からお願いします。

事務局

(公共施設の現況証明の現地調査の変更について 説明)  
(様式の一部変更について 説明)  
(利用権設定の廃止について 説明)  
(令和6年度の主な行事予定について 説明)  
(今後の日程について 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、小寺 会長職務代理者よりお願いします。

7 番  
小寺 辰夫  
会長職務代  
理者

本日の定例会は、第68号議案から第72号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。  
また、第69号報告から第75号報告まで全て確認をさせていただきました。  
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、1月の定例会を閉会いたします。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時40分